

10 漢字・設計等提出書類記載要領

書類 測 1 登録証明書又は登録通知書 必須

登録を受けている事業の登録証明書を提出してください。

【注意事項】

- 登録を申請する種目に係る事業が免許、許可登録等が必要な業務である場合は、申請日時点での有効なものを提出してください。
- 更新手続中の場合は、現在手元にある通知書と、更新申請中であることが分かる書類を提出し、更新完了後速やかに登録通知書を提出してください。

書類 測 2 現況報告書等 該当者のみ

下の表の左欄の種目への登録を申請する場合は、右欄の必要書類を提出してください。

登録を申請する種目	必要書類	備考
(1) 土木設計（土木関係建設コンサルタント） ※ 交通局及び上下水道局における建設コンサルタントを含む。 地質調査 補償・調査その他（補償コンサルタントに限る。）	現況報告書（確認印のあるものに限る。）の写し ※直近1事業年度分	下記注 1、3
(2) 測量	測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し ※直近1事業年度分	下記注 2、3

注1 現況報告書に氏名の記載のある技術者について、書類 測4（技術者経歴書）の「現況」欄に○を記入してください。その技術者は書類 測5（技術者の資格証明書等）の提出は不要です。

また、現況報告書の提出により、書類 測3（財務諸表等）の提出も不要となります。

- 2 測量法第55条の8の規定に基づく書類の提出により、書類 測3（財務諸表等）の提出が不要となります。
- 3 個人事業主が法人化して1年に満たない場合は、法人化以前（個人）のものを合わせて1年以上の事業実績が分かるものを提出してください。

書類 測 3 財務諸表等 該当者のみ

補償コンサルタント以外の補償・調査その他、建築設計、設備設計への種目登録を申請する場合

は、下の表に記載の書類を提出してください。

書類 測 2（現況報告書等）の提出が必要な種目登録を申請する場合は、この書類の提出は不要です。

	提出書類	対象年度
<u>法人の場合</u>	決算報告書(貸借対照表及び損益計算書の部分の写しで可)（※1）	申請日の直前 <u>1事業年度分</u> (※2、※3、※4)
<u>個人の場合</u>	<input type="radio"/> 確定申告書の写し <input type="radio"/> 確定申告に添付した収支内訳書の写し	申請日の直前 <u>1年間の決算期ごとに各1部</u>

※1 貸借対照表及び損益計算書の部分の写しを提出する場合で、その部分に会社名が明記されていないときは、欄外に会社名を記入してください。

※2 直近の決算報告書を未作成の場合（事業年度末が申請日の直前である場合など）は、その前の1事業年度分の決算報告書を提出してください。

※3 決算期の変更などで直前の事業年度の期間が1年に満たない場合は、その前年度の決算報告書も併せて提出してください。

※4 個人事業主が法人化して1年に満たない場合は、法人化以前（個人）のものを合わせて1年以上の事業実績が分かるものを提出してください。

書類 測 4 技術者経歴書（測量・設計等） 必須

【注意事項】

- 契約課ホームページ「京都市入札情報館」に様式が掲載されているので、ダウンロードして使用してください。
- 測量、土木設計、建築設計に種目登録している場合：それぞれの指定様式
設備設計、地質調査、補償・調査その他に種目登録している場合：「その他」の様式
- 2枚以上になる場合は、できる限り両面印刷としてください。ただし、2種目登録（測量と土木設計のみ）の場合は、1種目ずつ別の紙にしてください。

【記入上の注意】

(1) 記入を要する技術者（全種目共通）

- 本店又は主たる事務所が京都市内にある場合は、常勤雇用している技術者全員を記入してください。
- 本店又は主たる事務所が京都市内にない場合は、京都市発注の業務に従事可能な常勤雇用している技術者（京都市を担当する支社等に属する技術者等）を記入してください。

(2) 「現況」欄（土木設計、地質調査、補償・調査その他）

書類測 2「現況報告書」に氏名の記載のある技術者に○を付けてください。

(3) 測量・土木設計の2種目登録申請を行う場合

「測量」と「土木設計」について、それぞれ別に技術者経歴書を作成してください。その際、

技術者を重複して記入しないでください。

書類 測5 技術者の資格証明書等 該当者のみ

【注意事項】

- 書類 測4** (技術者経歴書) に記入した技術者について、下の表の左欄に該当する場合は、右欄記載の書類を提出してください。

技術者	提出書類
書類測4 (技術者経歴書) の 「現況」欄に○印のない技術者 ※ 書類測2 現況報告書に氏名の記載のな い技術者	① 資格証明書、免許証又は登録証明書等 ② 常勤の技術者について、常用雇用を確認でき る書類 例) 健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決 定通知書の写し 会社名の記載のある健康保険証等の写しなど
書類測4 (技術者経歴書) の 「現況」欄に○印のある技術者 ※ 書類測2 現況報告書に氏名の記載のあ る技術者	資格証明書等の提出は不要です。(書類測2 (現 況報告書) では確認できない資格については、資 格証明書等を添付してください。)。